毎週火・金曜日発行

北海道公報

発行　北海道（総務部法制文書課）
電話　011－231－4111（内線 22-264）
FAX　011－232－1385
印刷　富士プリント㈱

目　　次　　ページ

告　　示

○土地改良法による道営換地計画の変更決定……（農地調整課）　203
○漁船保険付保義務の同意を求めるための事前届出……（水産経営課）　203
○道路の区域の変更……（道路整備課）　203
○道路の区域の変更及び供用の開始……（道路整備課）　204
○都市計画区域の変更……（都市計画課）　205
○都市計画の変更の決定……（都市計画課）　205
○都市計画事業の認可……（公園下水道課）　206
○補助金等に交付に関する権限の委任の一部改正……（出納局総務課）　207

支庁告示

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……　207

道札幌土木現業所告示

○一般競争入札の実施……　207

道釧路土木現業所告示

○一般競争入札の実施……　208

渡島海区漁業調整委員会告示

○渡島海区漁業調整委員会が保有する個人情報に関する規程の一部を改正する規程……　209

告　　示

北海道告示第1283号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の２第５項の規定により、中富良野町寿第２地区の換地計画の変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成15年７月22日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年７月22日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道告示第1284号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第１項の規定による同意を求めるため、次のとおり漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第５条第１項の規定による届出があった。

その届出に係る指定漁船調書は、漁船損害等補償法第113条第１項の申出をする漁業協同組合の事務所に備え置いて、平成15年７月22日から15日間、一般の縦覧に供する。

平成15年７月22日

北海道知事　高　橋　はるみ

発起人の住所及び氏名		加入区名	漁船損害等補償法第113条第１項の申出をする漁業協同組合の名称
島牧郡島牧村字冨浦121番地	三春　剛司	島牧	島牧漁業協同組合
同　字原歌町114番地１	中山　昭男	同	同

北海道告示第1285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成15年７月22日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　道路の種類　　道道

2　道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名	区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所
美深雄武線	中川郡美深町字仁宇布1094番１地先から中川郡美深町字仁宇布1094番１地先まで	前	24.67ｍから29.00ｍまで	19.47ｍ	——	北海道旭川土木現業所
		後	24.67ｍから38.95ｍまで	19.47ｍ	——	

あなたの笑顔みんなの元気健康さえる国保（こくほ）です。保険料（税）は、必ず納めましょう。

	中川郡美深町字仁宇布22番７地先から 中川郡美深町字仁宇布22番７地先まで	前	31.01ｍから 31.87ｍまで	100.00ｍ	――	北海道旭川土木現業所
		後	31.01ｍから 82.21ｍまで	100.00ｍ	――	
日東東雲線	上川郡上川町字菊水230番１地先から 上川郡上川町字菊水149番12地先まで	前	21.00ｍから 27.68ｍまで	166.49ｍ	――	同
		後	22.52ｍから 39.15ｍまで	166.49ｍ	――	

北海道告示第1286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第２項の規定により、道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成15年７月22日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　道路の種類　　道道

２　道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名	区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所
千歳鵡川線	勇払郡鵡川町字田浦国有林胆振東部森林管理署穂別稲里森林事務所2193林班地先から勇払郡鵡川町青葉町２丁目394番６地先まで	前	14.50ｍから 14.50ｍまで	1,192.00ｍ	――	北海道室蘭土木現業所
		後	14.50ｍから 33.50ｍまで	1,192.00ｍ	――	
穂別鵡川線	勇払郡穂別町字仁和340番１地先から 勇払郡穂別町字仁和286番１地先まで	前	11.00ｍから 22.80ｍまで	701.00ｍ	道道平取厚真線 重複Ｌ＝77.00ｍ	同
		前	14.65ｍから 45.00ｍまで	693.50ｍ	道道平取厚真線 重複Ｌ＝77.00ｍ	
		後	14.65ｍから 45.00ｍまで	693.50ｍ	道道平取厚真線 重複Ｌ＝77.00ｍ	
	勇払郡穂別町字仁和812番地先から 勇払郡穂別町字仁和504番20地先まで	前	14.00ｍから 36.38ｍまで	1,182.92ｍ	――	
		前	13.96ｍから 69.90ｍまで	1,184.01ｍ	――	
		後	13.96ｍから 69.90ｍまで	1,184.01ｍ	――	
上厚真苫小牧線	勇払郡厚真町字共和93番８地先から 勇払郡厚真町字共和841番２地先まで	前	20.00ｍから 20.00ｍまで	158.00ｍ	――	同
		後	20.00ｍから 30.00ｍまで	158.00ｍ	――	

平取穂別線	勇払郡穂別町字穂別504番１地先から 勇払郡穂別町字穂別488番３地先（河川敷地）まで	前	13.40ｍから 30.70ｍまで	459.50ｍ	――	北海道室蘭土木現業所
		前	14.91ｍから 23.46ｍまで	450.00ｍ	――	
		後	14.91ｍから 23.46ｍまで	450.00ｍ	――	
厚真浜厚真停車場線	勇払郡厚真町新町304番１地先（道道千歳鵡川線交点）から 勇払郡厚真町新町355番１地先まで	前	21.50ｍから 34.00ｍまで	99.00ｍ	道道千歳鵡川線 重複Ｌ＝12.00ｍ	同
		後	21.50ｍから 40.00ｍまで	128.00ｍ	道道千歳鵡川線 重複Ｌ＝20.00ｍ	

北海道告示第1287号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第５条第６項において準用する同条第１項の規定により、次のとおり都市計画区域を変更する。

平成15年７月22日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　都市計画区域の名称　　浜頓別都市計画区域

２　都市計画区域に含まれる土地の区域

北海道枝幸郡浜頓別町中央北、中央南、大通１丁目から８丁目まで、北１条１丁目から７丁目まで、北２条１丁目から７丁目まで、北３条１丁目から７丁目まで、北４条１丁目から８丁目まで、南１条１丁目から７丁目まで、南２条１丁目から５丁目まで、南３条１丁目、南３条２丁目、南３条３丁目の一部、南３条４丁目、南３条５丁目の一部、旭ヶ丘１丁目、旭ヶ丘２丁目、旭ヶ丘３丁目の一部、旭ヶ丘４丁目、旭ヶ丘５丁目、旭ヶ丘６丁目の一部、日の出１丁目から３丁目まで、日の出４丁目の一部、緑ヶ丘１丁目から６丁目まで、緑ヶ丘７丁目の一部、緑ヶ丘８丁目の一部、智福１丁目の一部、智福２丁目の一部、クッチャロ湖畔、字頓別の一部及び字戸出の一部並びに緑ヶ丘７丁目地先、クッチャロ湖畔地先及び日の出４丁目地先並びに緑ヶ丘７丁目地先、クッチャロ湖畔地先、日の出４丁目地先及び字頓別地先の公有水面を含む。

北海道告示第1288号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第１項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成15年７月22日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　札幌圏都市計画道路に係る事項

(1)　都市計画の種類　　道路

(2)　都市計画を定めた土地の区域

種別	名称	起点	終点	主な経過地
自動車専用道路	1･3･ 2号 道央自動車道	札幌市白石区米里２条２丁目	北広島市大曲並木２丁目	札幌市厚別区上野幌３条１丁目
幹線街路	3･3･ 36号 月寒通	札幌市中央区南４条西10丁目	北広島市輪厚中央４丁目	札幌市豊平区月寒中央通10丁目
幹線街路	3･2･201号 中央通	北広島市富ヶ岡	北広島市高台町２丁目	北広島市若葉町２丁目
幹線街路	3･3･202号 北進通	北広島市南の里	北広島市共栄	北広島市栄町２丁目
幹線街路	3･3･203号 広葉通	北広島市広葉町４丁目	北広島市中の沢	北広島市広葉町３丁目
幹線街路	3･3･204号 共栄通	北広島市北の里	北広島市共栄	北広島市共栄
幹線街路	3･3･205号 高台通	北広島市白樺町１丁目	北広島市白樺町３丁目	北広島市白樺町２丁目
幹線街路	3･3･206号 広島本通	北広島市北の里	北広島市南の里	北広島市中央１丁目
幹線街路	3･4･207号 大曲通	北広島市大曲	北広島市中央３丁目	北広島市大曲光１丁目
幹線街路	3･4･209号 大曲中央通	北広島市大曲	北広島市大曲緑ヶ丘３丁目	北広島市大曲中央１丁目

幹線街路	3･4･210号	駅　前　通	北広島市中央６丁目	北広島市稲穂町東11丁目	北広島市中央５丁目
幹線街路	3･2･215号	東　栄　通	北広島市中の沢	北広島市富ヶ岡	北広島市中の沢
幹線街路	3･2･217号	西の里共栄通	北広島市虹ヶ丘１丁目	北広島市西の里東４丁目	北広島市西の里北１丁目
幹線街路	3･1･226号	羊ヶ丘通	北広島市大曲	北広島市輪厚	北広島市大曲
幹線街路	3･3･227号	厚別東通	北広島市虹ヶ丘７丁目	北広島市西の里	北広島市虹ヶ丘１丁目

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

2　浜頓別都市計画道路に係る事項

(1)　都市計画の種類　　道路

(2)　都市計画を定めた土地の区域

種別	名称		起点	終点	主な経過地
幹線街路	3･4･ 1号	白鳥大通	浜頓別町字頓別	浜頓別町緑ヶ丘１丁目	浜頓別町中央南
幹線街路	3･4･ 2号	天北大通	浜頓別町字戸出	浜頓別町日の出３丁目	浜頓別町中央南
幹線街路	3･4･ 3号	北環状通	浜頓別町日の出２丁目	浜頓別町大通７丁目	浜頓別町北４条５丁目
幹線街路	3･4･ 4号	南環状通	浜頓別町大通８丁目	浜頓別町緑ヶ丘２丁目	浜頓別町南３条１丁目
幹線街路	3･4･ 5号	ラムサール通	浜頓別町緑ヶ丘５丁目	浜頓別町日の出２丁目	浜頓別町緑ヶ丘６丁目
幹線街路	3･4･ 6号	旭ヶ丘北通	浜頓別町旭ヶ丘５丁目	浜頓別町北４条３丁目	浜頓別町南３条３丁目

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

3　中標津都市計画道路に係る事項

(1)　都市計画の種類　　道路

(2)　都市計画を定めた土地の区域

種別	名称		起点	終点	主な経過地
幹線街路	3･4･ 1号	中央通	中標津町緑町南１丁目	中標津町東39条南１丁目	中標津町大通北１丁目
幹線街路	3･4･ 2号	西５条通	中標津町西５条南11丁目	中標津町西町１丁目	中標津町西５条北１丁目
幹線街路	3･4･ 3号	大　通	中標津町東２条南11丁目	中標津町丸山２丁目	中標津町大通北１丁目
幹線街路	3･4･ 4号	駅　前　通	中標津町東２条南２丁目	中標津町東２条南１丁目	中標津町東２条南１丁目
幹線街路	3･4･ 5号	川　沿　通	中標津町東28条北７丁目	中標津町丸山２丁目	中標津町東13条北５丁目
幹線街路	3･4･ 6号	北６丁目通	中標津町西８条北６丁目	中標津町西５条北６丁目	中標津町西７条北６丁目
幹線街路	3･4･ 7号	西11条通	中標津町西10条北１丁目	中標津町西11条北12丁目	中標津町西11条北６丁目
幹線街路	3･4･ 8号	北３丁目通	中標津町西５条北３丁目	中標津町大通北３丁目	中標津町西３条北３丁目
幹線街路	3･4･ 9号	南９丁目通	中標津町東２条南８丁目	中標津町東19条南８丁目	中標津町東13条南８丁目
幹線街路	3･4･12号	東13条通	中標津町東13条南11丁目	中標津町東13条南１丁目	中標津町東13条南３丁目
幹線街路	3･3･13号	東19条通	中標津町東19条南11丁目	中標津町東19条北４丁目	中標津町東19条南１丁目
幹線街路	3･4･14号	西　町　通	中標津町丸山１丁目	中標津町川西４丁目	中標津町西町１丁目
幹線街路	3･4･15号	東中13条通	中標津町東13条北５丁目	中標津町東13条北９丁目	中標津町東13条北６丁目
幹線街路	3･5･16号	南環状線	中標津町字中標津	中標津町字俵橋	中標津町東２条南11丁目
幹線街路	3･3･17号	空　港　線	中標津町丸山２丁目	中標津町字中標津	中標津町東７条南11丁目
幹線街路	3･4･18号	東25条通	中標津町字中標津	中標津町東25条南１丁目	中標津町東25条南１丁目
幹線街路	3･4･19号	東31条通	中標津町東31条南２丁目	中標津町東28条北７丁目	中標津町東31条南１丁目

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

北海道告示第1289号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第１項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成15年７月22日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　施　行　者　の　名　称　　虻田町

2　都市計画事業の種類及び名称　　虻田都市計画緑地事業１号　洞爺湖温泉公園
3　事業の施行期間　　平成15年７月22日から平成20年３月31日まで
4　事業地
(1)　収用の部分　　虻田郡虻田町字洞爺湖温泉町地内
(2)　使用の部分　　なし

北海道告示第1290号

平成９年北海道告示第1274号（補助金等の交付に関する権限の委任）の一部を次のように改正する。

平成15年７月22日

北海道知事　高　橋　はるみ

水産林務部所管の事項に次の１項を加える。

50　水産物流通システム改革事業　　同

支　庁　告　示

北海道空知支庁告示第７号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第２項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年７月22日

北海道空知支庁長　　佐　藤　　隆

1	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	深川市文光町45番22
2	開発許可を受けた者の住所及び氏名	旭川市豊岡14条６丁目８番29号 株式会社不動産情報センター　代表取締役　柏木　　拓 旭川市神居２条９丁目２番19号 有限会社日商宅建　代表取締役　三上　　潔
3	開発許可年月日及び番号	平成15年５月８日　空建指第15－２号

道札幌土木現業所告示

北海道札幌土木現業所告示第14号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年７月22日

北海道札幌土木現業所長　上　楽　喜久雄

1　入札に付する事項
(1)　調達をする物品の名称及び数量

作業衣（上）	119着
作業衣（下）	221着
雨衣（上下）	84着
オーバーオール	66着
ゴム長靴	113着
皮半長靴	66着
安全靴	13着

(2)　調達をする物品の仕様等　　入札説明書による。
(3)　納入期日　　平成15年９月１日
(4)　納入場所　　別途指示する場所
2　入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
(1)　平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。
(2)　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
3　契約条項を示す場所
札幌市中央区南11条西16丁目　北海道札幌土木現業所企画総務部総務課
4　入札執行の場所及び日時
(1)　入札場所　　札幌市中央区南11条西16丁目
北海道札幌土木現業所３階第１会議室
(2)　入札日時　　平成15年８月４日　午前10時
(3)　開札場所　　(1)に同じ。
(4)　開札日時　　(2)に同じ。
5　入札保証金
(1)　入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の５に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
(2)　入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の７及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
6　郵便等又は電報による入札
認めないものとする。
7　入札説明書の交付に関する事項
(1)　交付場所　　３に同じ。

(2) 交　付　方　法　(1)の場所で交付する。
8　落札者の決定方法
財務規則第151条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
9　契約書作成の要否
要
10　そ　の　他
(1) 開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2) 入札金額等における消費税等の取扱い
ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア　名　　称　北海道札幌土木現業所企画総務部総務課
イ　所　在　地　郵便番号 064－0811　札幌市中央区南11条西16丁目
電話番号 011－561－0201　内線 206
(4) この告示の内容は予定であり、変更することが有り得る。
(5) この入札の執行は、公開する。
(6) 詳細は、入札説明書による。

道釧路土木現業所告示

北海道釧路土木現業所告示第６号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成15年７月22日
北海道釧路土木現業所長　長　　栄　作
1　入札に付する事項
(1) 調達をする物品等の名称及び数量
乗用自動車（2,000cc ４ＷＤ ５ナンバー ワゴン）　１台
交換契約により乗用自動車１台（平成４年式ニッサンアベニールワゴン）を契約の相手方に供し、乗用自動車１台（2,000cc ４ＷＤ ５ナンバー ワゴン ガソリン車）を当該契約の相手方から調達する。
(2) 調達をする物品等の仕様等　入札説明書による。
(3) 納　入　期　限　平成15年９月１日
(4) 納　入　場　所　釧路土木現業所事業部事業課
2　入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
3　契約条項を示す場所
北海道釧路市双葉町６番10号　北海道釧路土木現業所企画総務部総務課
4　入札執行の場所及び日時
(1) 入　札　場　所　北海道釧路市双葉町６番10号
北海道釧路土木現業所２階小会議室
(2) 入　札　日　時　平成15年８月５日　午前10時
(3) 開　札　場　所　(1)に同じ。
(4) 開　札　日　時　(2)に同じ。
5　入　札　保　証　金
(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の５に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の７及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
6　入札説明書の交付に関する事項
(1) 交　付　場　所　３に同じ。
(2) 交　付　方　法　(1)の場所で交付する。
7　郵便等又は電報による入札
認めないものとする。
8　落札者の決定方法
財務規則第151条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
9　契約書作成の要否

要

10　そ　　の　　他

(1)　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2)　入札金額に係る消費税等の取扱い

ア　道が交換により取得する物品の価格及び道が交換に引き渡す物品の価格は、それぞれ消費税等を含めた額とすること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3)　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　　称　　北海道釧路土木現業所企画総務部総務課

イ　所　在　地　　郵便番号 085－0006　北海道釧路市双葉町６番10号

電話番号 0154－23－6111　内線 216

(4)　この入札の執行は、公開する。

(5)　詳細は、入札説明書による。

渡島海区漁業調整委員会
告　　示

渡島海区漁業調整委員会告示第４号

渡島海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成15年７月22日

渡島海区漁業調整委員会会長　西　田　勝　美

渡島海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

渡島海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成７年渡島海区漁業調整委員会告示第１号）の一部を次のように改正する。

第５条の見出し中「郵送」を「郵送等」に改め、同条第１項中「郵送」の次に「又は民間事業者による信書の伝達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者、同条第９項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第３条第４号に規定する外国信書便事業者による同法第２条第２項に規定する信書便による送付（以下「郵便等」という。）を加える。

第11条（見出しを含む。）及び第15条（見出しを含む。）中「郵送」を「郵送等」に改める。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

毎週火・金曜日発行　（購読料金（送料とも）は月額3,440円）
発　行　北　海　道
編　集　北海道総務部法制文書課
印　刷　富士プリント株式会社